

野田市告示第 1 5 6 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 6 年 6 月 1 8 日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 6 1 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 0 4 - 7 1 2 3 - 1 1 9 3

第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
6-5-1	立看板 はり札	— 12	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和6年5月8日 午前9時から午後4時	令和6年5月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-5-2	立看板 はり札	— 15	結城野田線～市道2534～93659～結城野田線～市道12084～12082～12056～12136～12124～12123～12138～12056～12082～結城野田線～市道2535～93179～我孫子関宿線～市道1030 木間ヶ瀬～岡田～中里～木間ヶ瀬～中里	令和6年5月8日 午前9時から午後4時	令和6年5月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-5-3	立看板 はり札	— 2	川間停車場線～市道1011～11290～2030～2020～2030～11102～11209～1012～11211～11213～11221～11222～1012～11209～11102～2030～川間停車場線～11030～1071～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里～尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和6年5月8日 午前9時から午後4時	令和6年5月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-5-4	立看板 はり札	— 5	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和6年5月15日 午前9時から午後4時	令和6年5月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-5-5	立看板 はり札	— 4	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線～市道1061～1160～結城野田線～市道1220～32001～つくば野田線～市道2390～1160～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和6年5月15日 午前9時から午後4時	令和6年5月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-5-6	立看板 はり札	— 5	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和6年5月15日 午前9時から午後4時	令和6年5月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-5-7	立看板 はり札	— 11	松戸野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道～市道52277～1062～1260～松戸野田線～1200～1191～1390～33053～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪新町	令和6年5月22日 午前9時から午後4時	令和6年5月22日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
6-5-8	立看板 はり札	— 7	市道1280～62317～62311～62310～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～ニツ塚	令和6年5月22日 午前9時から午後4時	令和6年5月22日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	